

パブリックコメントを踏まえた  
フロン類・指定製品の判断基準案等の修正点について

平成 26 年 8 月  
経済産業省オゾン層保護等推進室

資料名※ 該当箇所	パブリックコメント時の案	修正点
フロン類製造 業者関係	(2) フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (ア) 平成 32 年度 (2020 年度) におけるフロン類出荷相当量の削減目標	(2) フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (ア) 平成 32 年度 (2020 年度) におけるフロン類出荷相当量の削減目標 <u>(※)</u> <u>※既存の製造業者等にあつては「削減目標」、新規に製造等の業に参入する者にあつては「制限目標」を記載することとする。</u>
フロン類製造 業者関係 【付録第 1】	E i は、算定期間における H F C の種類別の原料用途使用量 (自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの、又は、他社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するものをいう。)	E i は、算定期間における H F C の種類別の原料用途等使用量 (自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの、 <u>若しくは、他社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するもの、又は、他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自社若しくは他社が使用するためのものとして製造等される場合であつて、当該使用により H F C が分解され、かつ、分解されなかった H F C がすべて破壊されるものをいう。</u> )
指定製品関係 3. 【V】	自動車用エアコンディショナー 【本体への表示事項】 ①使用するフロン類等の種類、数量及び GWP 値 (改正法第 87 条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。) ②品名及び形名	自動車用エアコンディショナー 【本体への表示事項】 ①使用するフロン類等の種類、数量及び GWP 値 (改正法第 87 条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。) ②製造業者等の氏名又は名称

	<p>③製造業者等の氏名又は名称</p> <p>【カタログへの表示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体への表示事項</li> <li>・目標値及び目標年度</li> </ul>	<p>【カタログへの表示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体への表示事項</li> <li>・品名及び形名</li> <li>・目標値及び目標年度</li> </ul>
<p>指定製品関係別紙2 (1)</p> <p>◆輸送機関用エアコンディショナー等のうち、以下に掲げるもの</p>	<p>※今後、「鉄道用空調機器」及び「船舶用空調機器」について対象指定、判断基準策定等を行う際には、当省の所管ではないため事業所管省庁において行う。</p>	<p>※「鉄道用空調機器」及び「船舶用空調機器」については、当省以外にも所管官庁が存在するため、今後、対象指定、判断基準策定等の検討を行う際には、当該所管官庁と連携して行う。</p>
<p>指定製品関係別紙2 (2)</p> <p>◆その他冷蔵機器及び冷凍機器のうち、以下に掲げるもの</p>	<p>(追記)</p>	<p>※「輸送用冷凍冷蔵ユニット」の一部については、当省以外にも所管省庁が存在するため、今後、対象指定、判断基準策定等の検討を行う際には、当該所管官庁と連携して行う。</p>
<p>指定製品関係別紙3</p>	<p>○硬質ウレタンフォームを用いた断熱材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値：(略) HFO系新発泡剤 (GWP=1桁) へ転換するよう</li> </ul> <p>○専ら噴射剤のみを充填した噴霧器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状：(略) 既にCO<sub>2</sub>や、CO<sub>2</sub>とDMEの混合ガス等への転換が(略)</li> <li>・目標値：(略) 原則、CO<sub>2</sub>やCO<sub>2</sub>とDMEの混合ガス等へ転換するよう(略)</li> </ul>	<p>○硬質ウレタンフォームを用いた断熱材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値：(略) HFO系新発泡剤 (HFO-1233zd (GWP&lt;5)、HFO-1336mzz (GWP=8.9)) 等へ転換するよう</li> </ul> <p>○専ら噴射剤のみを充填した噴霧器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状：(略) 既にCO<sub>2</sub>や、CO<sub>2</sub>とDMEの混合ガス、HFO-1234ze等への転換が(略)</li> <li>・目標値：(略) 原則、CO<sub>2</sub>やCO<sub>2</sub>とDMEの混合ガス、HFO-1234ze等へ転換するよう(略)</li> </ul>

※上記資料名はパブリックコメント資料の以下のものの略称を記載。

フロン類製造業者関係：フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準（素案）

指定製品関係：改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について

中間とりまとめ（案）